

議案第 4 号

野田市森林環境譲与税基金条例の制定について

野田市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 本市における森林の整備に関する施策並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てるため、野田市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林整備及びその促進に要する経費の財源として、国から森林環境譲与税が譲与されることを受け、当該譲与税を積み立てる新たな基金を設置するため制定しようとするものである。